

令和5年度 名護市ケアプラン点検事業実施計画

ケアプラン点検 基本的な考え方

- 利用者の自立を支援するという理念のもと、ケアマネジメントのプロセスを踏まえたケアプラン作成ができているか相互に検証・確認しながら『気づき』を促していきます。
- ケアプラン点検は双方協議の場であり、皆様からの相談等もお受けしています。
- 点検時間の短縮等、皆様のご負担を軽減していきます。

令和5年度名護市ケアプラン点検 テーマ

1. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証【介護保険最新情報 vol.1009】
2. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン【介護保険最新情報 vol.1009】

本計画とは別に、通常から提出を求めているもの

【国の規定により提出が義務付けられているもの（国が定めるものであるため、説明は省く。）】

- ・ 訪問介護における生活中心型サービスが基準回数以上となるプラン
- ・ 認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に係るプラン
- ・ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係るプラン

総括の共有

年度末に1年間のまとめを公表し、より多くのケアマネジャーの支援につながるようしていきます。

根拠

名護市ケアプラン点検事業実施要綱（令和4年告示第92号）

1. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証 【介護保険最新情報 vol.1009】

点検理由

より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すためのものです。

※ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組みです。サービスの利用制限を目的とするものではありません。

点検・届出方法

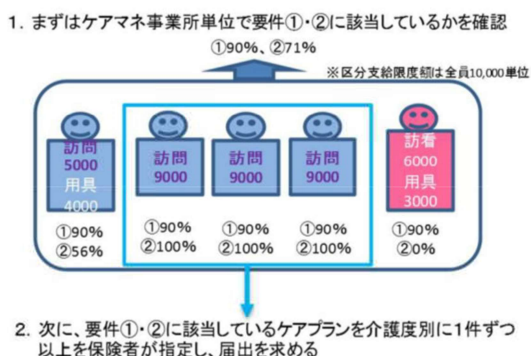
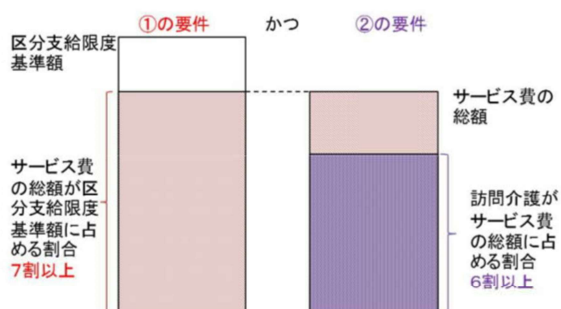
- ① 名護市が居宅介護支援事業所へ、下記要件に該当する当該事業所のケアプラン及びその他書類の提出を依頼。
- ② 事業所は当該ケアプラン等について、指定された書類を名護市に提出。
- ③ 名護市は、順次地域ケア会議等を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行う。
- ④ 当該ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、該当する居宅介護支援事業所は、検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランや同様・類似の内容で作成しているケアプランについて再検討を行う。

※ サービスの利用を制限するものではなく、ケアプランの変更を強制するものではない。（ケアプランの変更は利用者の同意が必要）

抽出要件（国保連より帳票を受領）

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、下記(1)かつ(2)に該当する居宅介護支援事業所のケアプランから、名護市が指定する。

- (1) 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
- (2) その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」



2. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン 【介護保険最新情報 vol.1009】

点検理由

高齢者向け住まい等に併設等している（隣接、近隣や同法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む）居宅介護支援事業所におけるケアプラン点検を実施し高齢者向け住宅等における適正なサービス提供につなげていく。

※ 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）において、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施をするものであるため。

点検・届出方法

- ① 名護市が居宅介護支援事業所へ、下記要件に該当する当該事業所のケアプラン及びその他書類の提出を依頼。
- ② 事業所は当該ケアプラン等について、指定された書類を名護市に提出。
- ③ 名護市は、提出のあったケアプランについて、面談形式又は書面等にて点検を行う。
- ④ 当該ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、該当する居宅介護支援事業所は、検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランや同様・類似の内容で作成しているケアプランについて再検討を行う。

※ サービスの利用を制限するものではなく、ケアプランの変更を強制するものではない。（ケアプランの変更は利用者の同意が必要）

抽出要件

- (1) サービス費の総額が区分支給限度基準額を占める割合が5割を超えるもの（国保連より帳票を受領）
- (2) (1)の中で最もサービス利用の割合が高いもの

※ 国保連提供の帳票上、各ケアプランの利用者について、要介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等であるかどうかを確認する。

ケアプラン点検 実施スケジュールについて（予定）

令和5年6月

- 策定計画の公表。
- 今年度のテーマ、各要件に該当する居宅介護支援事業所のケアプランを抽出。
- 抽出したケアプラン及びその他書類の提出の依頼通知を個別に事業所へ送付。

依頼通知が届いてから提出いただくまで2週間程度

- ケアプラン等を名護市に提出していただきます。

提出について調整が必要な場合はご連絡ください。

ケアプランを提出いただいてから検証結果の通知まで1か月程度

- 名護市にて点検を実施、質問票を送付し回答依頼を行います。
質問票への回答期限は7～10日を予定しております。
- 提出いただいた回答とあわせてケアプランについて検証を実施。
- 検証結果の報告を面談形式にて行います。

検証結果の報告から3か月経過した頃

- モニタリングシートの提出を依頼いたします。

令和5年度末頃

- ケアプラン点検事業結果報告
- 次年度点検テーマの策定についての名護市とみなさまの情報交換

以上は予定となるため、所要日数等は変動する可能性があります。

また、スケジュール調整をご希望の場合はご連絡ください。

今年度の計画は以上となります。

保険者も介護支援専門員のみなさまと一緒に「気づき」「資質向上」のきっかけとなることを目指していますので、ご協力をよろしくお願いいたします。